

6

第6章

大綱・基本方針

6.1 大綱

6.2 基本方針

第6章 大綱・基本方針

6.1 大綱

滝山城跡は、東京都や八王子市の施策※において、その歴史的価値の伝承とともに観光の利活用の促進を担うものと位置付けられており、遺構の適切な保存とともに観覧しやすい場として積極的に公開することにより、都民の理解を深め、保護意識の醸成を図る方針が示されている。これを踏まえ、滝山城跡の史跡としての望ましい将来像を、次のとおり大綱として示す。

- **遺構・遺物を保存する。**

滝山城跡の魅力である戦国時代の山城の縄張りの遺構や遺物をなるべく改変せず保存する。

- **継続的な調査・現状把握に努める。**

これまで行われた確認調査・発掘調査の範囲は限定的で、滝山城の全貌は未解明である。継続的な調査・現状把握が望まれる。

- **城跡の歴史・縄張りの構造・築城術を伝える。**

城跡の歴史・縄張りの構造・築城術を案内板やその他媒体により周知する。

- **縄張りを体感できるようにする。**

縄張りのダイナミックな空間構造を見て、歩き、体感できるように、樹木の整理や園路等の整備を行う。また、危険箇所や崩壊箇所には適宜対応する。

- **丘陵地の自然環境と、魅力的な風景を保全する。**

丘陵地の自然環境を保全しながら、景観をより鮮明に整える。

※主な施策

「東京の自然公園ビジョン」東京都建設局（H29.5）

「滝山公園マネジメントプラン」東京都建設局（R4.3）

「八王子市文化財保存活用地域計画」八王子市生涯学習スポーツ部文化財課（R4.7）等

6.2 基本方針

前述の大綱に基づき、滝山城跡の保存・管理、活用、整備、運営・体制の基本方針を示す。

(1) 保存・管理の基本方針

- I. 滝山城跡の本質的価値を構成する諸要素及び保存活用に有効な諸要素について、一層の調査・研究を継続的に実施し、本質的価値の更なる明確化を図る。
- II. 滝山城跡を構成する遺構や縄張り等について、適正な保存・管理を図るため、地区ごとに基本的な維持管理の方法を定める。
- III. 現状変更等の取扱基準を明示し、周知徹底と適切な運用を図る。
- IV. 滝山城跡の適切な保存・管理と整備活用を図るため、都市計画公園区域内の私有地等においては土地の公有地化を継続していく。

(2) 活用の基本方針

- I. 滝山城跡の調査・研究の成果を積極的に公開していく。
- II. 滝山城跡の本質的価値を活かした、史跡を体感する場としての活用を基本とし、学校教育や生涯学習の場、観光資産としての活用を図る。
- III. 自然風致の豊かな都市公園に位置付けられた滝山城跡の特性を活かし、より多くの方々に史跡をより身近に感じ親しんでもらうためのレクリエーションの場として等、地域振興等の分野において活用する。
- IV. 都西部の代表的な史跡であるとともに、日本遺産の構成文化財である利点を活かし、東京都や八王子市の代表的な観光資源としての活用を図る。

(3) 整備の基本方針

- I. 滝山城跡の本質的価値の保存と安全の確保を最優先とするとともに、本質的価値が正しく認識されるよう、現存遺構や文献史料等の学術的調査の成果に基づき計画的に整備を行う。
- II. 滝山城跡の本質的価値を活かした整備を計画的に実施し、安全かつ快適な見学環境を整備する。学校教育、生涯学習、地域振興、観光振興等、多面的利用に十分配慮した整備を実施する。
- III. 整備効果を高めるため、ガイドンス機能等の充実を図る。
- IV. 豊かな自然環境の保全に配慮するとともに、歴史的な環境と合わせて自然環境を同時に楽しむことができるよう、城跡を取り巻く景観の向上を図る。

(4) 運営・体制の基本方針

- I. 滝山城跡の適正な保存・活用・整備のために必要な運営・管理体制を構築するとともに、必要な財源の確保を図る。
- II. 保存活用計画の推進にあたり、関係機関、庁内関係部署との連携、並びに都民との協働の維持・強化に努める。

(5) 施策の実施計画の策定・実施と経過観察の基本方針

- I. 本書で取りまとめる保存・管理、活用、整備及び運営・体制の整備に関する方向性や方法に基づき、施策の実施計画を策定し、各種施策の実施状況や効果等について、定期的に確認を行い、事業の進捗状況や課題等の検証を行う。